## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古平町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

古平町長

### 公表日

令和7年10月10日

[令和7年5月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	①事務の名称 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務					
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果 を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、 および臨時に行う予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。					
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー					

#### 2. 特定個人情報ファイル名

宛名情報ファイル 予防接種情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9 条第1項 別表第126項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務

を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第67条の2

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する	]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	人情報の提供に関す ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特	る命令(令和六年号) 定の個人を識別す	るための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表153項 第2を まります まための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個デジタル庁・総務省令第九号)第27条、第28条、第155条、第156条

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長

#### 6. 他の評価実施機関

# 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 総務課電算システム係 〒046-0192 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 TEL 0135-48-9835 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 総務課電算システム係 〒046-0192 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 TEL 0135-48-9835

### 9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7	/年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か			令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内情報に関する	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

## 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書	] ては、それぞれ	重点項目評価書3	<選択肢> 1) 基礎項目評価: 2) 基礎項目評価: 3) 基礎項目評価: 3) 基礎項目評価:	書及び 書及び	全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	<b>季託</b>			[	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報	最提供ネットワー	-クシステムを通じ	た提供を除く。)	[	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	<b>妾続</b>	1	]接続しない(入手)	I .	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される				
7 特定個人情報の保管・3	当土							

特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[ ]	(手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	バー登録や副本登録の際には	は、本人からのマイナン	務に係る横断的なガイドラインに従い、マイ ハバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う 鼓守している。また、複数人でのダブルチェッ	際には4
9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ]内部監査	[  ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	· 啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている	
			3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]≙	3) 十分に行っていない	<b>る</b>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ 8) 特定個人情報の漏えし <選択肢> 1) 目的外の入手が行われ	い滅失・毀損リスクへ	È項目評価又は重点項目評価を実施す	ි <b>ර</b> ]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[8)特定個人情報の漏えい <選択肢> 1)目的外の入手が行われ 2)目的を超えた紐付け、 3)権限のない者によって 4)委託先における不正な 5)不正な提供・移転が行 6)情報提供ネットワークを 7)情報提供ネットワークを 8)特定個人情報の漏えい	い・滅失・毀損リスクへれるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリス 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 システムを通じて干正を システムを通じて不正を システムを通じて不正を システムを通じて不正を システムを通じて不正を		]
最も優先度が高いと考えられ	[8)特定個人情報の漏えい <選択肢> 1)目的外の入手が行われ 2)目的を超えた紐付け、 3)権限のない者によって 4)委託先における不正な 5)不正な提供・移転が行 6)情報提供ネットワークさ 7)情報提供ネットワークさ	い・滅失・毀損リスクへれるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリス 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 システムを通じて干正を システムを通じて不正を システムを通じて不正を システムを通じて不正を システムを通じて不正を		]
最も優先度が高いと考えられ	[8)特定個人情報の漏えい <選択肢> 1)目的外の入手が行われ 2)目的を超えた紐付け、 3)権限のない者によって 4)委託先における不正な 5)不正な提供・移転が行 6)情報提供ネットワークを 7)情報提供ネットワークを 8)特定個人情報の漏えい	い・滅失・毀損リスクへれるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリス 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 システムを通じて干正を システムを通じて不正を システムを通じて不正を システムを通じて不正を システムを通じて不正を	全項目評価又は重点項目評価を実施す の対策  報との紐付けが行われるリスクへの対策  なクへの対策 対策  でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 で	]

#### 変更箇所

変更固定変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月15日				事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる 住民に対して予防接種、接種済証等の 発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定 よる予防接種的に行う予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 (首報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ホットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等対策発生した場合に、対象となる 住民に対して予防接種、接種添証等の 発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、 および臨時に行う予防接 種を実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事 ホワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象 者及び発行した接種勢の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、 他市区町村へ接種記録の限会・提供 なお、①、②の事務については、情報提供に必要な特 定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、 情報提供よットワークシステムに接続して特定個人情報 報の照会と提供を行う。	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱 う事務 ②事務の概要	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル	(1) 予防接種ファイル (2) 統合宛名ファイル	事後	
令和3年5月10日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)第9条第1項別表第一の93の2項並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項、第19条第5号、15号、別表第一第10項 93の2項並以に、番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条、第67条の2	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第115の2 項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令 第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第115の2 項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、 別表第二の第16の2項、別表第二の第115の2 項 並びに番号法則表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2項、第115 の2 項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	事後	
令和3年5月10日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱		十分である	事後	
令和3年5月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2項、第115 の2 項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、第16の 3、第115の2 項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	事後	
令和3年8月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱 う事務 ②事務の概要	③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象 者及び発行した接種教の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、 他市区町村へ接種記録の照会・提供	③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象 者及び発行した接種勢の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、 他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づ き、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	第19条第5号、15号、	第19条第6号、16号、	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに よる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①担当部署	保健福祉課 保健医療係	保健福祉課 健康推進係	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利 用停止請求 請求先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40 番地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50 番地 0135-48-9835	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ 連絡先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40 番地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50 番地 0135-48-9835	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法の規定に則り、 予防接種法の規定に則り、 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ 分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に 関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間 サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに 接続して特定個人情報の照金と提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を 行う。	新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる 住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、 その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による 予防接種教養者の選定、および臨時に行う予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 (管報提供に必要な特定個人情報を副本として中間 サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに 接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事前	・令和6年度 新様式に変更 ・R7.6標準レイアウト改版対応 および情報システム標準化対応により、評価の再実施 ・新型コロナウイルス感染症 対策に係る関する事務の基礎 項目評価書に転載
令和7年2月20日	I 関連情報 1. 特を個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	事前	同上
令和7年2月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第9条第1項別表第14項並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第10条■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるのクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第9条項別表第126項並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で交める事務を定める事務を(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第67条の2	事前	同上
令和7年2月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項、別表第二の第115の2項 並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、第16の 3、第115の2項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、基づく利用特定個人情報の提供 に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九 号) 第2条 表153項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、基づく利用特定個人情報の提供 に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九 号)第27条、第28条、第155条、第156条	事前	同上
令和7年10月3日	新様式対応、標準化・共通 化・ガバメントクラウド対応				